

平成28年度

「防犯灯維持管理費補助金」  
申請の手引き

(自治会町内会・地区連合町内会用)

平成28年3月

港北区役所 地域振興課

TEL：540-2234 FAX：540-2245

市民局 地域防犯支援課

TEL：671-3709 FAX：664-0734

6月30日(木)  
提出〆切



地域のコミュニケーションを大切に。

# 申請手続き

## 1 趣旨

夜間における犯罪の発生を防止し、歩行者の通行の安全を図るため、自治会町内会等が行う防犯灯の維持管理経費の一部を補助します。

※この補助事業は、平成28年度予算案が横浜市会において議決されることを条件として実施します。

## 2 補助対象

(1) 補助対象となる防犯灯は、平成28年4月1日現在設置されており、不特定多数の市民が通行する道路・通路を照らしていて、次に示すどちらかとします。

ア 自治会町内会等が所有し、かつ、維持管理しているもの

イ 自治会町内会等の所有でないものは、アの防犯灯に準ずるものとして自治会町内会等が認めたもの

※ 集合住宅の管理組合等が所有する防犯灯であっても、不特定多数の市民が通行する道路を照らしており、自治会町内会等が認めたものは、補助対象となります。

(補助対象の確認は、申請に基づいて区役所の担当者が現地調査等により行います。)

### ● よくあるお問い合わせ ●

Q. 平成28年度に鋼管ポールLED防犯灯E S C O事業でLED化される鋼管ポール防犯灯は平成28年度の維持管理費補助金の対象になりますか？

A. E S C O事業でLED化する防犯灯は、平成29年3月末まで自治会町内会で電気料金をお支払いいただきますので、平成28年度までは補助金の対象となります。

(2) 次の照明灯は、補助対象となりません。

ア 横浜市が設置したLED防犯灯

イ 集合住宅（アパートやマンション等）の敷地内等で、専ら居住者が使用する通路を照らしている照明

ウ 公園灯

エ 足元灯

オ 駐車場、駐輪場等の照明

カ ネオンサイン等の装飾を目的とした照明

キ 商店街灯

※一定の要件を満たす場合は、商店街が所有する商店街灯の電気料金への補助を行っています。詳細は、経済局商業振興課「安全・安心な商店街づくり事業」担当へご相談ください。

横浜市経済局商業振興課

電話：671-3838 FAX：664-9533

## 3 補助金額

1灯につき、年額 2,200円（上限）

※補助金額は、照明の明るさ（10W・20W・40W・100Wなど）に関わらず、

1灯あたり 年額 2,200円 となります。（※予算の範囲内とします。）

## 4 申請書類

次の書類が必要となります。

### 【共通】

- 「平成 28 年度 地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金交付申請書」(p3.参照)

+

### 【まとめ契約の場合】

- 「電気料金等領収証」(4月分)(p.4 参照)のコピー
- 「電気料金集約分内訳表」(4月分)(p.6 参照)の合計数の記載がある最終頁のコピー

### 【一括前払い契約の場合】

- 「電気料金等領収証」(直近)(p.4 参照)のコピー  
又は「東京電力からのお知らせ」(p.5 参照)のコピー
- 「電気料金集約分内訳表」(4月分)(p.6 参照)の合計数の記載がある最終頁のコピー

### 【単独契約の場合】

- 申請する防犯灯の「電気料金等領収証」(4月分)(p.4 参照)のコピー全て

### 【従量電灯の場合】

- 電気料金等領収証(4月分)(p.4 参照)のコピー
- 電気料金集約分内訳表(4月分)(p.6 参照)の合計数の記載がある最終頁のコピー
- 防犯灯位置図

+

### 【その他、必要に応じた書類】

- 集合住宅など、防犯灯数を特定する必要がある場合は、防犯灯の位置図が必要です。
- 新たに、集合住宅の管理組合等が所有する防犯灯への補助申請をする場合は、集合住宅の管理組合等と自治会町内会等の間で取り交わした書類(覚書・総会資料など)が必要です。

## 5 提出〆切・提出先

- (1) 提出〆切：**平成28年6月30日(木)【厳守】**

手続きが遅れると補助金が交付できない可能性がありますのでご了承ください。

- (2) 提出先：**港北区役所地域振興課** TEL:540-2234 FAX:540-2245

# 参 考

## 1 補助金交付申請書の記入について（防犯灯維持管理費補助金部分）

第1号様式（地域活動推進費補助金交付要綱第5条）  
第1号様式（防犯灯維持管理費補助金交付要綱第5条第1項）

### 平成 28 年度地域活動推進費・防犯灯維持管理費 補助金交付申請書

平成 年 月 日

（申請先）

区 長

（申請者）所在地  
団体名  
代表者名  
（自 署）

※記名の場合は押印（スタンプ印は不可）

平成 年度地域活動推進費・防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

#### 1 地域活動推進費補助金

申請金額 \_\_\_\_\_ 円  
《積算内訳》別添収支予算書のとおり

申請にあたっての確認事項

平成 年4月1日現在の加入世帯数は \_\_\_\_\_ 世帯です。

#### 2 防犯灯維持管理費補助金

申請金額 \_\_\_\_\_ \*\*,\*\*\* 円  
《積算内訳》  
(防犯灯数) (補助単価) (申請金額)  
  
\*\* 灯×@ 2,200円 = \*\*,\*\*\* 円

#### 3 添付書類

(1) 地域活動推進費補助金関係

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③団体の規約
- ④その他区長が必要とする書類

(2) 防犯灯維持管理費補助金関係

- ①町内会等の支払名義の防犯灯電気料金等領収証の写し、又は支払証明書の写し
  - ②町内会等の支払名義の電気料金集約分内訳表の写し
  - ③その他区長が必要とする書類
- ※①と②は東京電力株式会社が発行したものです。

**防犯灯の「灯数」と「申請金額」を記入してください。**

## 2 「電気料金等領収証」、「東京電力からのお知らせ」について

- (1) 領収証を紛失等した場合は、東京電力(株)に再発行の手続きをしてください。(有料) 手続きをすると「支払証明書」が発行されますので、申請書に添付してください。再発行にかかる手数料は、金額によって異なります。必ず東京電力(株)へお問い合わせください。

領収金額	～5万円未満	5万円～100万円	100万円～200万円
手数料(参考)	400円	600円	800円

- (2) 一括前払契約をしている場合は、「東京電力からのお知らせ」の写しの添付でも構いません。
- (3) 一括前払契約をされていて、「前回の前払金過払額」欄の金額が、今回請求される前払金の金額を超える場合、領収証が発行されません。その場合は、「東京電力からのお知らせ」の写しを添付してください。

(電気料金等領収証)

### 電気料金等領収証

毎度ご利用いただきありがとうございます。

231-0017  
横浜市 中区  
港町 ○丁目  
○番(地) 号  
棟 号  
○○○○町内会 様

お客さま番号  
(702-26) 06809-06842-6-00

年 月 分	金 額
28 年 4 月	12,345 円
うち消費税等相当額	( 587円)

左記金額を口座振替により、領収させていただきます。

地区番号 26 お客様番号 06809-06842-6-00

ご契約名義 ○○○○町内会様

ご使用 横浜市 中区  
場所 港町 ○丁目  
○番(地) 号

ご契約種別	ご使用量	ご使用期間	振替月日
ご契約	*****kwh	月 日 ~ 月 日	月 日
うち夜間ご使用料	kwh		

**「お客さま番号」です。**  
(電気料金集約分内訳表の番号と同じ)

**契約者の名義欄です。**  
(自治会町内会やその代表者)

東京電力株式会社

横浜 支社  
横浜 西区  
港町 ○丁目

印紙税申告納  
付につき随時  
税務署承認済



### 3 「電気料金集約分内訳表」について

- (1) まとめ契約をしている契約者に、毎月、東京電力(株)から発行される書類です。  
この内訳表から、申請灯数を確認します。
- (2) 一括前払契約をしている場合は、「電気料金集約分内訳表」(4月分)の発行を東京電力(株)カスタマーセンターに依頼してください。(無料)
- (3) 内訳表の種別欄が「1」の場合は、電気料金を使用電力量によって算出する「従量電灯」の区分です。従量電灯から補助申請する場合は、防犯灯の位置図を作成し、灯数がわかるよう、申請してください。
- (4) 現地の防犯灯数と集約分内訳表の防犯灯数が一致しない場合は東京電力(株)と相談していただき、灯数を確定してから補助金を申請してください。

平成28年4月分 電気料金集約分内訳表												店所番号702									
ご契約名義	管理番号	地区番号	新お客さま番号(翌月より適用) お客さま番号	種別	ご契約の力率(ワット)					ご契約の電圧(V)		5時間通電割引適用 容量又は戸数	精算による差額 金額(円)	金額							
					10	20	40	60	100	200	300				400	100	300				
〇〇〇〇〇チョウナイカイ様	P01	26	06809 - 06842 - 6 - 00	0																	
〇〇〇〇〇チョウナイカイ様	P201	26	06809 - 06842 - 7 - 00	0																	
〇〇〇〇〇チョウナイカイ様	P55	26	06809 - 06842 - 8 - 00	0																	
様																					
様																					
様																					
様																					
231-0017ヨコハマシ ナカク ミナトチヨウ 〇-	〇																				
定額電灯の合計灯数				ご契約口数	10W	20W	40W	60W	100W	200W	300W	400W	500W								
地区番号				06809 - 06842 - 6 - 00	8	3	6	1													
領収証(振替通知)のお客さま名												〇〇〇〇〇チョウナイカイ様	26	06809 - 06842 - 6 - 00							

各欄を合計する  
例: 3(10W)+6(40W)+1(60W)=10(灯数)

代表的「お客さま番号」は  
電気料金等領収証と同じ番号になります。

### 4 契約区分と防犯灯の種類について

20Wの蛍光灯防犯灯は、電気料金区分では「20Wをこえ40Wまで」の区分に該当します。そのため、電気料金集約分内訳表では、40W欄に灯数が記載されます。また、40Wの水銀灯などの防犯灯は、60W欄に灯数が記載されます。

区 分	集約分内訳表	備 考
10Wまで	10W	LED灯など
20Wまで	20W	LED灯など
20Wをこえ40Wまで	40W	20Wや32Wの蛍光灯など
40Wをこえ60Wまで	60W	40Wの水銀灯など
60Wをこえ100Wまで	100W	集合住宅や商店街などの街路灯
100Wをこえ100Wごとに	200W	集合住宅や商店街などの街路灯

## 5 東京電力(株)への問合せについて

自治会町内会長等の交代による名義変更の手続きや、東京電力(株)が発行している書類(電気料金等領収証・電気料金集約分内訳表)の再発行やお問い合わせ、契約方法の変更、現地の防犯灯数と電気料金集約分内訳表等の防犯灯数の相違などについては、**東京電力(株)カスタマーセンター**にお問い合わせください。

### ◇神奈川カスタマーセンター(第一)

横浜市内(泉区、戸塚区、栄区、港南区の一部を除く)

- ・契約の変更 0120-99-5771
- ・電気料金等 0120-99-5772
- ・0120 番号をご利用にならない場合 045-394-2176 (有料)

### ◇神奈川カスタマーセンター(第二)

泉区、戸塚区、栄区、港南区の一部

- ・契約の変更 0120-99-5775
- ・電気料金等 0120-99-5776
- ・0120 番号をご利用にならない場合 046-408-5996 (有料)

〔受付時間：月曜日～土曜日(休祝日を除く)9時～17時〕



## 6 Q&A

### Q. まとめ契約とは？

- A. まとめ契約とは、防犯灯一灯一灯についている「お客様番号」を一つの番号で管理する契約です。単独で一灯一灯支払う電気料金を、まとめて支払うことができます。

### Q. 一括前払い契約とは？

- A. 一括前払契約には、半年と一年の契約があり、それぞれの期間分の電気料金を先に一括して支払う契約となります。電気料金の値下げや値上がりがあった際には、期限終了後、精算されます。また、一括前払契約の一年契約では、毎月の電気料金が防犯灯1灯あたり最大10.8円安くなります。

### Q. 鋼管ポールLED防犯灯ESCO事業のあと、補助金は廃止になるのでしょうか

- A. 平成28年度は防犯灯交換時期であることから、例年通り交付します。平成29年度以降は、主に自治会町内会からの申請によりESCO事業の対象外とした防犯灯について、引き続き補助金を交付します。

### Q. 自治会町内会が設置したLED防犯灯を市に移管できますか

- A. 既に工事済みの防犯灯の移管はできませんが、これから設置する場合は事前に市民局と協議することにより「自治会町内会からの寄附」や「宅地開発業者からの寄附」という形で移管できる場合があります。市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。  
主な仕様：LED防犯灯（10W）で横浜市の基準を満たしている、電柱共架タイプのもの。

### Q. 鋼管ポールLED防犯灯ESCO事業で設置された防犯灯の不具合の対応はどうなりますか

- A. ESCO事業で設置する防犯灯も、不点灯や故障を発見した場合は、市民局地域防犯支援課または港北区役所地域振興課へご連絡ください。横浜市が直接設置したLED防犯灯もESCO事業者により設置した防犯灯も、横浜市側（ESCO事業者含む）で修繕等を行います。  
地域の皆様には、従来同様、引き続き防犯灯の「見守り」をお願いいたします。

ESCO 事業の防犯灯  
も同じです！



## 7 防犯灯の維持管理について

### (1) 横浜市が設置したLED防犯灯について

横浜市が設置したLED防犯灯（ESCO事業で設置したLED防犯灯を含む）については、電気料金の支払いや故障時の修繕などの管理は横浜市が直接行っておりますが、故障発見及び連絡などの日常の見守りにつきましては、引き続き自治会町内会の皆様のご協力をお願いいたします。

\*LED防犯灯の故障等を発見された際は、お手数ですが下記連絡先までご連絡ください。

市民局地域防犯支援課 電話045-671-3709

港北区地域振興課 電話045-540-2234

\*お知らせいただきたいこと

①管理番号（黄色のプレート・銀色のシールに記載されている番号です。※下図参照）





管理番号が不明な際には、電柱番号・住所・目標物などをお知らせください。

②不具合の内容（「点灯していない」「昼間も点灯している」「点滅している」等）

③不具合発生の時期（気づいた日）、及び時間帯

※防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係により、他の防犯灯より点灯する時間が遅くなる場合がありますが、故障ではありません。

※管理番号について

電柱共架タイプ	鋼管ポールタイプ
<p>灯具の横に黄色のプレートが付いています。</p> 	<p>ポール本体に銀色のシールが付いています。</p> 
	

(2) 自治会町内会等が所有する防犯灯（主に鋼管ポールタイプの防犯灯）について  
電気料金の支払い及び故障時の対応は自治会町内会等で行っていただきます。